

## 漢唐間の礼制と公的服飾制度に関する研究序説

小林 聡\*

キーワード：魏晋南北朝、礼制と服制、出土文物、朝服、常服

### はじめに

筆者の目下の研究テーマは、大まかに言えば漢唐間、とりわけ魏晋南北朝時代における礼制の変容である。礼制は前近代の中国王朝が社会全体を統治していく上で、欠かせない秩序の体系であり、その内容は多岐にわたるが、筆者は統治機構たる官僚機構や爵位の序列（以下これを官爵体系と称する）が礼制の中でどのように編成されていたかを考えてきた。従来、魏晋南北朝の政治制度については、古くは宮崎市定氏の九品官人法の研究に代表されるごとく<sup>(1)</sup>、貴族制社会における官僚制運用が問題となっており、礼制世界の中において王朝支配機構がどのように機能していたのかを分析し、そこから王朝支配のあり方を再構成していく研究は多くはなかったが、最近の研究状況はかなり変わりつつある。国内に限定しても、漢唐間の礼制を歴史学の観点から考察した業績としては、まず、皇帝祭祀を集中的に扱った金子修一氏の一連の研究があり<sup>(2)</sup>、渡辺信一郎氏は王朝支配のあり方を探る中で礼制を重視した研究を行っており<sup>(3)</sup>、さらに、印綬制度の解析から漢代官僚制の構造を探ろうとする阿部幸信氏も近年精力的に研究成果を世に問うている<sup>(4)</sup>。

このように、近年になって、支配機構を礼制的な観点からとらえていこうとする研究が多数

現れてきたのであるが、筆者もまたそういった観点から官爵体系の再構築を試みてきた。その際に切り口として、魏晋南北朝時代において、礼制世界における官爵体系を目に見える形で表現するものはなにかということを考えたが、その一つが各官爵が公的な場で身にまとう服飾の制度の構成であり、もう一つが王朝儀礼における各官爵の機能分担であり、この二つのテーマでいくつかの論考をまとめてきた。このうち、前者は文献史料に加えて、服飾を今に伝える出土資料を活用することができるが、一方で以下のような問題点もある。文献史料を使って公的服飾制度を研究する場合、体系的な史料が残されているのは魏晋南朝時代のものであり、五胡・北朝時代の史料は断片的なものが多いために副次的に扱われることが多く、魏晋南朝の服飾制度に北族の色彩が加味された一派生形態として考えてしまいがちであった。ところが、文献史料と対照すべき出土文物の状況を見ると、北朝の古墓から続々と文物が出土しており、これら諸国の服飾の様相が詳細に判明するようになってきている。このような状態のために、服飾制度に関する体系的な文献史料が残る魏晋南朝と、個別の服飾を表現した出土文物に恵まれた北朝という研究上の素材のある種のズレが生じてしまっているのである。

そのような問題はあるものの、魏晋南北朝時代の服飾史研究は、今後も出土文物が増加する

\* 埼玉大学教育学部社会科教育

であろうことを考えると有望な分野であるといえる。この時期の服飾については、日本国内においてはまず、原田淑人氏・林巳奈夫氏・杉本正年氏などの古典的著作があり<sup>(5)</sup>、また、中国でも、周錫保氏・孫機氏・沈從文氏などの服飾史研究の指針となる基本的著作の他<sup>(6)</sup>、多くの服飾史関係書が出版されている<sup>(7)</sup>。そういった諸学を念頭に置きつつも、筆者はあくまで歴史学の一分野としての制度史・礼制史的な観点からアプローチをおこなっていきたい。

以上のことを踏まえ、本稿では現時点での筆者がおこなうべき研究の方向を探った。まず、筆者が今まで文献史料に基づいて明らかにした魏晋南朝の服飾制度の特質についてその概要を述べ、次に、文献史料と照らし合わせるべき出土文物としてどのようなものがあるかを整理し、最後に、出土文物に恵まれた北朝隋唐について服制氏の特徴を筆者なりにまとめ、今後の研究の展望を試みた。

## 一. 魏晋南朝における「礼制」と「服制」

本節では、文献史料から見た魏晋南北朝時代における公的な服飾制度（以下、服制と称する）がどのような構成を取ったかを概観する。

### 1. 西晋時代における礼と法の並立

西晋が成立（265年）してまもなく、史上最初の律令である『泰始律令』が編纂された。この律令編纂事業は著名な事実であるが<sup>(8)</sup>、魏晋交替期は律令のみにとどまらない重要性を持っている。それは、『晋書』卷二、文帝紀、咸熙元年の条に、

秋七月、帝奏司空荀顛定礼儀、中護軍賈充正法律、尚書僕射裴秀議官制、太保鄭冲綜而裁焉。始建五等爵。

とあるように、魏晋革命を直前に控えた魏末の咸熙元年（264年）以降、礼儀（礼制規定を集成した「儀注」）・法律（この場合は晋律）・官制・爵制といった王朝の根幹をなす諸制度が連関

性を持って作られていき、西晋王朝成立後、『泰始律令』（律20篇・令40篇・故事30卷）と『晋礼（新礼）』165篇となって結実した。これは巨視的に言えば、これは漢末～曹魏の間における諸制度の混乱と衰退、及び新たな制度の創設を踏まえて、新しい王朝・時代に適応した制度作りが必要とされていたことへの対応といえるであろう。この制度改革のスローガンは「周制への復帰」である。これは中国史上において新制度を作り上げる際に度々提唱されてきたものではあるが、西晋の制度設計は漢・魏晋を通じて営々と蓄積されてきた礼経解釈を背景としており、なにより「諸生」の家に出自を持ち、礼学を家学としてきた司馬氏自身の自負もあって<sup>(9)</sup>、表面的な周制の模倣には終わらなかった。『晋礼』が一応完成してから10年ほど経った太康元年（280年）には、はやくも摯虞によるその改訂作業が始まり、恵帝治世の元康元年（292年）には15篇からなる改訂作業の報告書が提出されている<sup>(10)</sup>。こういったことは、礼制は生きた制度として議論されていたことを意味するであろう。また、封王の制や五等爵など封建制を周制に基づいて運用していこうとしたり、神矢法子氏が「厳礼主義」と称するところの礼制の厳格な適用が求められたりしたのも、西晋王朝の「周制への復帰」が表面的なものではなかったことを物語る<sup>(11)</sup>。

さて、西晋以降、「儀注」と「律令」の両者はセットになって編纂されることが多くなり、梁の『五礼儀注』（524年編纂）と『天監律令』（503年編纂）の関係にも受け継がれたが、北朝・隋でも導入され、唐の『大唐開元礼』（732年編纂）と『開元25年律令（格式）』（737年編纂）の関係に至るまで続く<sup>(12)</sup>。従って、魏末晋初から盛唐までの間は、「礼」と「法」とを具体化した「儀注」と「律令」によって、王朝が政治的社会的規範を規定する「礼・法二元体制」の時代であったということが出来る。

では、この「礼・法二元体制」の中で、服飾制度はいかなる位置づけにあったのであろうか。

梁満倉氏は漢代においては礼が『儀礼』に基づく「士礼」の範囲を越えることがなかったのに対し、魏晋交替期には、『周礼』に基づいて礼の広汎な局面をカバーする「五礼」、すなわち吉礼・凶礼・賓礼・軍礼・嘉礼の体系が制度化されたとする<sup>(13)</sup>。服飾もこの五礼の局面に応じた分類が可能であり、吉礼には祭服、凶礼には凶服、賓礼と嘉礼には朝服、軍礼には戎服がそれぞれ対応するといえる。このうち、礼志などに多くの記載があるのは祭服と朝服であり、筆者もこの二大服制体系について検討をおこなってきた。

## 2. 西晋礼制と服制、及びその編成原理

では、祭服と朝服はどのような服制体系であったのであろうか。

祭服は各種祭祀の際に着用される服飾であるが、西晋の規定では「平冕」という服制体系がその中核になっている。『晋書』卷25、輿服志に、天子の着用する平冕について、

天子郊祀天地明堂宗廟、元会臨軒、黒介幘、通天冠、平冕。冕、皐表、朱緑裏、広七寸、長二尺二寸、加於通天冠上、前円後方、垂白玉珠、十有二旒、以朱組為纓、無綉。佩白玉、垂珠黄大旒、綬黄赤纁紺四采。衣早上、絳下、前三幅、後四幅、衣画而裳繡、為日・月・星辰・山・龍・華蟲・(宗彝)・藻・火・粉米・黼・黻之象、凡十二章。素帶廣四寸、朱裏、以朱緑裨飾其側。中衣以絳縁其領袖。赤皮為鞞、絳袴袜、赤舄。

と記しているが、これによれば、平冕とは、冕・佩玉・衣・中衣・鞞・袴袜・舄など様々な品目の総体の名称であることがわかる。また、同書に、

平冕、王・公・卿助祭於郊廟服之。王公八旒、卿七旒。以組為纓、色如其綬。王公衣山龍以下九章、卿衣華蟲以下七章。

とあり、先の記事と合わせて、天子一王・公(開国公・三公など)一卿(九卿)の序列が、平冕の「旒」数や衣服の「章」の数によって表現

されていたことがわかる。以上は西晋時代の平冕制度であるが、梁の『天監律令』においても、天子専用の祭服たる「大裘」の創製(508年)や、大夫層の平冕着用集団への参加など、若干の改変を加えつつも大筋は受け継がれ、陳王朝滅亡まで存続した。最も整備された梁陳段階の祭服体系について言えば、①大裘(あるいは十二旒十二章の平冕)を着用する天子、②九旒九章の平冕を着用する皇太子・王・公・五等諸侯、③七旒七章の平冕を着用する卿・大夫、④長冠・衿玄を着用する「執事者」、⑤常冠(朝服の冠)・衿玄を着用する「不執事者」という5層構造をとっていた。これらは『周礼』になぞらえた礼制独特の官爵序列の原理(爵位や秩石など)に基づいて編成されていた。九品官制施行以降、官爵体系は官品によって秩序づけられたように思われるが、吉礼=祭服の世界においては、それとは違う原理が支配していたのである。

一方、より日常性の強い朝服の制度は、祭服に比して複雑である。『宋書』卷18、礼志五に、朝服一具、冠幘各一、絳緋袍、皐縁中単衣領袖各一領、革帶・袷袴各一、舄・袜各一量、簪導釧自副。四時朝服者、加絳絹・黄緋・青緋・皐緋袍単衣各一領。五時朝服者、加給白絹袍単衣一領。諸受朝服、単衣七丈二尺、科単衣及袴五丈二尺、中衣絹五丈、縁皐一丈八尺、領袖練一匹一尺、絹七尺五寸。給袴練一丈四尺、練二丈。袜布三尺。単衣及縑袷帶、縑各一段、長七尺。

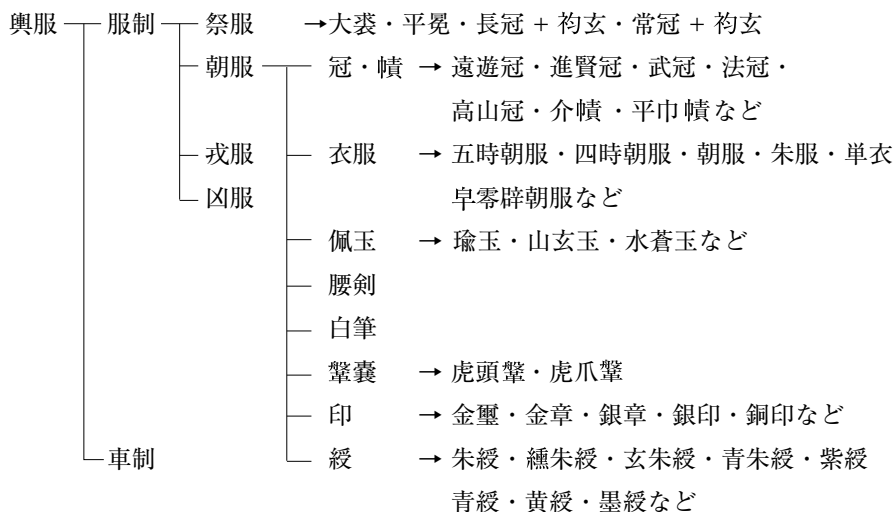
とあるように、「朝服」もまた平冕と同様、単体の衣服を指すのではなく、袍・単衣・中衣・冠幘・革帶・舄・袜・袷袴など様々な品目からなる服制体系の総称である。この他、印綬・鞶囊(印綬を入れる袋)・腰劍・白筆(筆をかたどった簪)なども朝服の一部になる。この記事の前に、皇太子以下の個々の各官爵保持者が着用すべき、印綬以下の品目を列挙した長大な規定が載せられているが、これは『泰始律令』の服飾規定に東晋時代以降の改変事項を併記する形

式をとっている。筆者はこれを「印綬冠服規定」と称している<sup>(14)</sup>。また、『隋書』巻11、礼儀志にも同じ形式の「印綬冠服規定」があるが、これは梁の天監2年(503年)に編纂された『天監律令』の服制規定に、陳時代の制度(実際には梁武帝末期の制度と同じ)を併記したものである<sup>(15)</sup>。この二つの「印綬冠服規定」を照合・分析することによって、西晋→東晋→梁初期→梁末・陳という時代の流れの中で、各官爵が礼制世界の中における位置づけが相当変化したことを知るができる。『宋書』の「印綬冠服規定」を分析すると、朝服の世界においては、各品目がそれぞれ独自の序列の原理を持っており、たとえば、祭服と同様に爵位・秩石に基づく原理を持つ品目(印綬など)、各官爵の属性に応じた品目(冠・衣服の一部)、九品官制に準じた序列をもつ品目(3種の朝服・佩玉など)、あるいは全く独自の序列を持つ品目(腰剣・白筆など)もあって、全体として構成原理は非常に複雑である<sup>(16)</sup>。

西晋から梁にかけての服制体系を全体的にまとめると、下の図のようになる。

ところで、当時、礼制に関する議論の中では「制度の改変」そのものは否定されていたわけではなく、礼は王朝の交代などとともにうつろ

いゆくものなのだという見解が主流であったようであり、実際問題として、漢末の動乱や永嘉の乱などの大規模な政治的・社会的変動期を境に礼制上の知識が失われ、その後、安定期に入ってから、制度を改革する折に変化を前提として礼制論議を組み立てねばならないことが多かった。たとえば、漢代では、『白虎通義』巻8、三正篇や『春秋繁露』の三代質文改制篇に見られるように、夏・殷・周の三代の王朝による礼制の改変が議論されており、制度の変化を基本的に容認している。また、「文質の更用、なお四時の迭興するがごとし。」(『三国志』魏書巻9、夏侯玄伝)、「昔、三代の明王、洪業を啓建するに、文質制を殊にするも、而して令名一致せり。」(『晋書』巻68、紀瞻伝)、「因革時を殊にし、質文世を異にするといえども、本情篤教の所以、其揆は一なり。」(『宋書』巻16、礼志三)、といった記事からわかるように、魏晋南朝の礼制議論において、礼の本質は不変であっても、外面的な制度は時代によって変化することは肯定されていた。これに関連して、藤川正数氏は、魏晋南北朝時代における礼制論議の特質について、「礼議は机上の空論と違って、当面の問題をいかに処理するかという、生々しい議論であるから、議論の成敗は、必ずしも経



典解釈としての当否にかかわらず、時の政治的社会的な条件に支配されることが多い。」と述べ<sup>(17)</sup>、礼制が必ずしも変動性に乏しい硬直した制度ではなく、現実世界の変化に影響されていた点を指摘したが、服制、特に官僚制の変化と常に対応する服制についてもこのことは当てはまり、魏晋南朝を通じて、官人が身にまとう服飾は変動し、礼制論議はこれを追認し、理論化していったのである。

## 二. 服飾史研究に活用すべき出土文物

前節では、当時の中国的服制体系の基礎となる魏晋南朝の服制について整理した。では、後漢から初唐の間の出土文物において、服制は実際にどのように表現されているのであろうか。以下、この点について、画像石・壁画・綫刻画・人物俑といったジャンルにわけて現時点での状況をまとめてみた。

### 1. 画像石 (画像石)

まず、画像石であるが、そのほとんどは後漢時代のものであり、筆者の主たる研究対象とはややずれるが魏晋時代前夜の服飾を知るために活用する。周知のように漢代の画像石には多様な情景が描かれているが、土居淑子氏は画像石に描かれる題材を大きく分類して、「故事」・「祭礼」・「天体及び天然現象」・「神仙及び各種神人」・「日常、社会生活」・「怪獣などの空想的動物」・「各種の装飾文様」の7種に分けているが<sup>(18)</sup>、この中でも現実世界を描いたジャンルとしては、「故事 (歴史故事)」・「祭礼 (拜礼・歌舞宴飲・雑技など)」・「日常、社会生活 (講経など)」の3分野は公的行事かそれに類する題材が多いので、筆者の研究テーマの素材になる朝服などの服装が描かれているケースもある。河南美術出版社・山東美術出版社より『画像石全集』全8巻が出版されているので、画像石資料を網羅的にあたって描かれている服飾を網羅的に検討することができるが、これに関しては

今後の課題としたい。

とはいえ、現在までに目を通した範囲内でも、朝服用 (特に進賢冠着用) の事例はかなり多く、朝服は様々な場面で使用されていることがうかがえる<sup>(19)</sup>。

### 2. 壁画

漢唐間の古墓壁画は多いが、時代的・地域的な偏りが見られる。この時期の壁画を扱った研究は非常に多いが、最近の出土事例をも参照した単著の代表的なものとして、賀西林氏・黄佩賢氏 (いずれも漢代全般)・鄭岩氏・蘇哲氏 (いずれも魏晋南北朝全般)・林少雄氏 (魏晋期の河西壁画、画像磚も含む)・李星明氏 (唐代全般) などが挙げられる<sup>(20)</sup>。また、前節で挙げた服飾史の研究書も、必然的に膨大な墓室壁画の事例を扱っている。なお、敦煌壁画も重要な題材であり、多くの図録や研究があるが、これに関しても、今後の課題としておく。

全体的な傾向として、漢代には河南・河北・東北など各地区で豊富な壁画墓が確認されているが、魏晋期になると、おそらくは薄葬令のためであろうが、壁画墓の出土例は遼寧地区や河西地区の画像磚 (後述) を例外として減少する。遼寧地区についていえば、個々の古墓の造営年代については研究者によって若干意見が分かれるが、後漢後期から五胡時代 (慕容系政権) にかけてものとみられる<sup>(21)</sup>。中でも遼陽棒台子1号墓 (1944年発掘)・遼陽三道壕張君墓 (1974年発掘)・朝陽袁台子東晋壁画墓 (1982年発掘) などが朝服を描いた壁画を持ち、後漢・魏晋的な服制体系の最後の時期にあたることから注目される。

さて、壁画墓は、北魏になって再び盛んに造営されるようになり、北魏前期を経て、東魏北齐時代において壁画墓は隆盛を極め、隋唐壁画墓へと接続していく。壁画には多数の人物が描かれているので、数量的に言えば陶俑に次ぐ服飾史資料の宝庫であるといえる。壁画の優位性は、彩色されているために服飾の色彩 (変色し

ている場合も考慮に入れねばならないが) が判明する点であるが、反面、平面に描かれたものであるために凹凸がわかりにくく、背面の様子もわからないといった制約も当然ある。また、剥落などによって服飾の詳細がわからなくなっている場合もある。

北魏時代の古墓壁画の最近の出土例としては、大同智家堡北魏墓(1997年発掘)・大同沙嶺北魏墓(2005年発掘)が重要な服飾資料を含むものとしてまず挙げられよう。次に東魏・北斉時代では、磁県高潤壁画墓(1975年発掘)・磁県東魏茹茹公主壁画墓(1978年発掘)・太原婁叡墓(1979~81年発掘)・済南市馬家莊北斉墓(1984年発掘)・臨朐崔芬墓(1986年発掘)・太原金勝村北斉壁画墓(1987年発掘)・磁県湾漳北斉壁画墓(1987~89年発掘)・太原徐顛秀(徐穎)墓(2000年発掘)が、北周時代では固原北周西郊郷深溝村李賢夫婦墓(1983年発掘)が、隋時代のものとしては、固原南郊郷小馬莊村史射勿墓(1987年発掘)・固原西郊郷大堡村田弘夫婦墓(1996年発掘)などが挙げられる。また、唐代の壁画墓は周知のように西安地区を中心に多数存在し、発掘報告書や図録も大量に刊行されつつある<sup>(22)</sup>。前述の李星明氏はその著書の巻末に「唐代壁画墓一覧表」を付し、「陝西関中地区」の101基、「北方其他地区」の18基、「南方」の9基について基本データを提示しており、氏の整理によって唐代壁画墓の全体像を知ることができる<sup>(23)</sup>。このように、北魏から初唐に至るまでの壁画墓の多数知られるようになり、後漢・魏晋的な中国的礼制に基づく服制が大きく変化していく様子が、かなり鮮明にわかるようになってきた。特に重要なのは、鮮卑をはじめとする北族やソグド人などの西方諸民族の影響が、中国の服制に大きな影響を与えた点である。これについては第三節でやや詳しく論じる。

### 3. 画像磚

画像磚墓は大まかな分類では壁画墓の範疇に

入るのであろうが、特徴のあるジャンルであるために、壁画とは別に分類しておいた。前項で魏晋期に壁画墓の例が減少すると述べたが、その例外の一つが河西地区の画像磚墓である。甘肅省の嘉峪関市の新城墓群(1972~1979年発掘)とそれに隣接する酒泉市の西溝・果園地区の墓群(西溝魏晋墓群は1993年発掘)、高台県駱駝城墓群(1994年発掘)、及び敦煌仏爺廟湾の画像磚墓(1993~1995年発掘)があるが、現在、袁融氏編『中国古代壁画精華叢書』などの図録類に画像磚の一部を見ることができる<sup>(24)</sup>。日本では小林宏光氏が嘉峪関の画像磚に描かれた絵画の特質を絵画史の中で位置づけることを試みているが<sup>(25)</sup>、総合的な研究は、今後、出土した画像磚の全容が公開されるのを待たねばならないであろう。

なお、河西地区の画像磚は、農耕・狩猟・牧畜・炊事・宴会など、生活の様々な場面を描いたものであるが、それだけにフォーマルな場を描いた例は少なく、朝服着用事例も必然的に少なくなる。ただし、酒泉市果園地区の画像磚墓(丁家閘5号墓の壁画墓を含めて)に朝服着用事例が集中してあらわれており、この墓域の特殊性が表れているように思われる。この点に関しては、最近、別に簡単な見通しを述べた<sup>(26)</sup>。これら河西の画像磚も、後漢・魏晋的な中国的服制の最後の時期、あるいは北族・西方民族などの影響によって変化していく最初に時期にあたるといえ、服制史上の鍵を握る文物群であるといえよう。

### 4. 線刻画・レリーフ・棺板画など

石棺や造像碑などに刻された線刻画やレリーフ(浮彫)は、先述の『画像石全集』の第8巻に相当量が収められている<sup>(27)</sup>。製作年代でいえば、北朝期のものが多く、各種の孝子図や供養人像などが多いように見受けられるが、いずれも公的服飾を描いている場合が多いので有用といえる。中でも、北斉益都石室(青州傅家画像石、1971年発掘)の綫刻画は北斉時代の服飾

を伝えており、同時期の壁画墓に比する資料的価値を持つといえよう。

この他、壁画に準じる絵画資料として棺板画がある。大同智家堡北魏墓（1997年発掘、壁画墓とは別の古墓）・固原東郊鄉雷祖廟村北魏墓（1981年発掘）・大同南郊北魏墓群（M229とM253、1988年発掘）が鮮卑と漢族の服飾が混雑した状況を知ることができ、またレリーフとして、西安北周史君石椁墓（2003年発掘）・西安北周安伽墓（2005年発掘）・太原隋虞弘墓（1999年発掘）、あるいは囲屏の綫刻画として西安北周康業墓（2004年発掘）などが近年発掘され<sup>(28)</sup>、北朝後期～隋時代の中国内部におけるソグド貴族の生活風俗がより具体的にうかがえるようになったといえよう。これらソグド人の服飾は、西方の服飾と北朝の服飾の接点として有用である。また、有名な大同司馬金龍墓（1965年発掘）では、木板漆画に漢族風の服装を描いている一方で、鮮卑色の濃い人物俑が出土しており、北魏前期の服飾事情の一端を示しているといえる。

## 5. 人物俑

1～4が平面で表現された文物であるのに対し、人物俑（陶俑・石俑・木俑など）は服飾を着用した人物を三次元で表現したものであり、また彩色された俑もあって有用な資料といえる。また、量的にも非常に豊かであり、しかも漢唐間を通じて満遍なく出土しているので、服飾資料としては非常に有用な素材といえる。発掘報告の他にも、多くの図録が中国内外で刊行されており<sup>(29)</sup>、考古学や美術史の分野では、陶俑に関する研究蓄積は豊富であるが、国内における最近の研究としては、小林仁氏、市元壘氏などのものが服飾史研究の参考になるといえよう<sup>(30)</sup>。

服飾の詳細が判明する、ある程度の写実性を備えた人物俑となると、やはり北魏時代以降のものが多く、先述の北朝隋唐の壁画墓はもちろん、それ以外の古墓から大量の人物俑が出土し

ており、服飾研究の一大宝庫をなしている。したがって、陶俑研究もこの時期以降のものを主体とせざるを得ない。人物俑は支配層クラスのほとんどの北朝古墓において発見される文物であり、サンプルの多様性という面では古墓壁画に勝るといえる。たとえば、魏晋の服制と北朝後期の服制をつなぐ北魏前期の人物俑として、前述の司馬金龍墓の他に、フフホト北魏墓（1975年発掘）・大同宋紹祖墓（2000年発掘）・大同七里北魏墓群のM22（2001年発掘）・大同迎賓大道北魏墓群（2002年発掘）などの出土品が挙げられる。これらの人物俑には鮮卑帽（後述）に代表される、きわめて北族的な色彩の強い服飾が見られるが、いずれも首都平城（現大同市）とその周辺地域のものであるため、必ずしも華北全体の服飾史的状况を示すとはいえないであろう。

また、北朝全体の人物俑の状況としては、武人俑とともに、武冠あるいは平巾幘を着用した俑が多くなるという特徴がある。隋唐時代になると幘頭・円領袍などを特徴とする常服（後述）の例が一挙に多くなり、また進賢冠・鶡冠を着用した例も増え、全体として多様化していく。「2・壁画」の項でも述べたが、北朝から隋、あるいは初唐に至るまでの時期の服飾は、高宗・武則天治世前後において服制が定型化される以前の流動的な時期にあたり、様々な服飾要素が取捨選択され、改変され、融合していく過程である。

これに対して、後漢・魏晋南朝時代の人物俑は、西晋時代に造営された長沙金盆嶺9号墓（1958年出土）の青磁俑群に進賢冠着用の例が多数見られる例や、北朝の影響を受けやすい漢水流域の南朝墓を例外として<sup>(31)</sup>、量的にも少なく、また写実性に乏しいものが多く、北朝～隋唐のものに比して資料的価値は劣るといえる。ただし、隋時代に属する古墓のうち、旧南朝の領域に属するものがいくつかあることは注目すべきであろう。たとえば、合肥西郊隋墓（1973年発掘）・湖南湘陰隋唐大業六年墓（1972年発

掘)・江蘇銅山県茅村隋墓(M1、1976年発掘)  
・武漢市東湖岳家嘴隋墓(画像磚もあり。1982  
年発掘)・湖北武昌馬房山隋墓(1994年発掘)  
から出土した陶俑群の服飾は、基本的には北朝  
系統に属するようであるが、南朝系統の服装的  
要素が入っている可能性もあり、あるいは、こ  
れら一連の陶俑に服飾上の南北融合を見ることが  
可能かもしれない。

### 三. 西晋服制から隋唐服制へ —北朝における服制の変容—

さて、本節では、第一節でまとめた文献史料  
から再構築した魏晋南朝の服制の展開や、第二  
節で述べた服飾にかかわる出土文物の状況をふ  
まえて、今後の研究を展望してみたい。特に第  
二節において、北魏時代以降、隋・初唐にかけ  
ての時期は服飾にかかわる出土文物が魏晋南朝  
に比して質量ともに優越し、北魏から唐代にかけ  
ての服飾の変化が出土文物によってかなりは  
っきりとわかるようになってきた点を指摘したが、  
このことは文献上からみた当該時期の服飾史  
とどのように関係してくるであろうか。

#### 1. 北朝から隋にかけての服制体系のあり方

まず、文献史料の分析に基づいて北朝隋唐の  
服制史を概観してみよう。

西晋滅亡後、4世紀初頭の華北は五胡十六国  
時代を迎え、5世紀半ばには北魏による統一が  
達成される。この間、中国内部における鮮卑等  
の「北族」の台頭と国家形成の試行錯誤があり、  
またソグド人など西方諸民族の移住が進むなど、  
漢族中心の中国社会が、多文化的な色彩が強い  
社会へと変わっていき、これが唐王朝のいわゆる  
「国際的」な性格の基盤となった。国家から  
基層社会までを一変させた4世紀以降の一連の  
変動は、西晋が作り上げた服制体系をどのよう  
に変化させたのであろうか。

『隋書』巻11、礼儀志六は、五胡時代から北  
齊に至るまでの服飾制度の流れについて以下の

ように総括している。

自晋左遷、中原礼儀多缺。後魏天興六年、  
詔有司始制冠冕、各依品秩、以示等差、然  
未能皆得旧制。至太和中、方考故実、正定  
前謬、更造衣冠、尚不能周洽。及至熙平二  
年、太傅清河王懌・黄門侍郎韋廷祥等、  
奏定五時朝服、準漢故事、五郊衣幘、各如  
方色焉。及後齊因之。

これによれば、北魏明元帝の天興六年(403年)、  
及び孝文帝太和年間の服制改革が行われたが、  
いずれも完全なものではなかったという。周知  
のように、孝文帝は一連の改革事業を実行した  
が、その一環として洛陽遷都の直後の太和18年  
(494年)12月に「衣服の制を改」めている。こ  
れは「胡服」の禁止と称されるものであり<sup>(32)</sup>、  
上に引いた『隋書』礼儀志の記事はこのことを  
言っているのであろう。朝服制度はこの時、一  
応は制定されたのであろうが、朝服に関する知  
識はこの段階でもやはり不十分であった。『魏  
書』巻108之4、礼志四に、

熙平元年九月、侍中儀同三司崔光表、奉詔  
定五時朝服、案北京及遷都以来、未有斯制、  
輒勒礼官詳摠。

とあって、北魏末の熙平元年(516年)に「五  
時朝服」の制定が計画されたことを記し、この  
記事の後、太学博士崔瓚が五時朝服について  
の上奏を行い、翌年になって、清河王懌・黄門侍  
郎韋廷が崔瓚の議を妥当とする見解を提出して、  
靈太后に認可された経緯が記されている。崔瓚  
は「五時の冠、礼に既に文なく、もし諸正典に  
求むれば、経を以って証しがたし」として五時  
朝服の制度が経書に典拠がないことに戸惑い、  
「漢より魏晋におよぶ」時代の「五郊迎気」の  
制度が五時朝服の制度であると誤解した上で五  
色に応じた衣服と幘を用いることを提言し、認  
可されている。第一節第二項で引いた『宋書』  
礼志の朝服規定が記すように、西晋服制におい  
ては、絳絹袍・黄緋袍・青緋袍・阜緋袍・白絹  
袍からなる「五時朝服」、そこから白絹袍を除  
いた「四時朝服」、絳緋袍のみの単なる「朝服」



という3ランクがあり、おおむね官品序列がランク付けの基準となっていた。しかし、その制度史的記憶は北魏には伝わらず、制度を参照すべき梁王朝においても、五時朝服制度はすでに廃止していたため（後述）、北朝がこれを復元することはほぼ不可能であったといえる。このようなことから、北魏末期においても、西晋の服制の理解は不十分なままであったことが推測されるのである。

さて、その後、北魏は東西に分裂し、北齊・北周が対峙する状況になるが、『隋書』巻11、礼儀志六には、北齊の『河清律令』（564年公布）を引用したと思われる比較的詳細な朝服規定が載せられており、七品以上の朝服（具服）着用集団と、八品以下の公服（従省服：朝服の品目のいくつかを省略した服制体系）着用集団に分けられている。『周礼』に基づく特異な服制を開発した北周と異なり、北齊においては朝服制度は存続していた。そして、北周を受け継いだ隋は、服制においてはむしろ北齊を踏襲するのである。その後、隋による陳王朝征服が達成されるのであるが、隋時代において注目すべき服制の変化が起こっている。以下その様子を整理してみよう。『隋書』巻12、礼儀志七に、

至平陳、得其器物、衣冠法服、始依礼具。然皆藏御府、弗服用焉。百官常服、同於匹庶、皆著黃袍、出入殿省。高祖朝服亦如之、唯帶加十三環、以為差異。蓋取於便事。及大業元年、煬帝始詔吏部尚書牛弘・工部尚書宇文愷・兼內史侍郎虞世基・給事郎許善心・儀曹郎袁朗等、憲章古制、創造衣冠、自天子逮于胥吏、服章皆有等差。若先所有者、則因循取用。

とあって、陳朝平定後、南朝の文物が長安にもたらされた後も、隋の服制はそれほど整備されてはなかったが、煬帝即位後に服飾の大改革が行われたことが記される<sup>(33)</sup>。この時、作業に当たったとされる5名のうち、許善心・虞世基・袁朗の3名は南朝陳出身の文化人であり、服制再編成が南北の礼制を総合した作業であっ

たことがうかがえる。たとえば、この時、天子専用の祭服たる「大裘」が採用されたが、これは梁の大裘（前述）を継承するものであり、旧南朝の礼制・服制を知る士人層の協力なくしては制作し得ないものであった<sup>(34)</sup>。とはいえ、なんといっても煬帝服制の特徴は、『旧唐書』輿服志が「衣裳に、常服・公服・朝服・祭服の四等の制あり」とあるように、四大服制体系が確立したことに尽きるといえよう。この四大服制体系は、ほぼそのまま唐代の服制に引き継がれたので、隋唐服制の骨格を作り上げたのは煬帝であったといえる。『旧唐書』巻45、輿服志の冒頭には隋煬帝治世の服制の概略が記され<sup>(35)</sup>、結論として、

是時、内外羣官、文物有序、僕御清道、車服以庸。於是貴賤士庶、較然殊異。

と記している。ここには煬帝が制定した服制が完成度の高いものであったとする理解があり、それは歴史的な事実であったのである。

## 2. 常服制度の展開

さて、常服・公服・朝服・祭服という四大服制体系のうち、後漢服制や西晋服制においても朝服と祭服の二種は従来から存在していたので、残る常服と公服とが新たに生まれた服制である。公服は北齊時代には八品以下の官吏が着用する公的服飾の体系であり、朝服を簡略化した内容を持っており、隋煬帝時代には九品以上の官吏が、朝服を着用する場面よりもややインフォーマルな場面において着用するものとなり、それゆえ「従省服」とも称された<sup>(36)</sup>。従って、公服は朝服のヴァリエーションと考えてよいが、これに対して、常服は全く新しい服制体系であり、常服の存在が、西晋の服制と大きく相違する点であるといえる。常服の沿革・性格については、『旧唐書』巻45、輿服志に、

讌服、蓋古之褻服也、今亦謂之常服。江南則以巾褐裙襦、北朝則雜以戎夷之制。爰至北齊、有長帽短靴、合膊襖子、朱紫玄黃、各任所好。雖謁見君上、出入省寺、若非元

正大会、一切通用。高氏諸帝、常服緋袍。とあるものがまず挙げられる。そのほか、たとえば『大唐新語』巻10、釐革に、

北朝雜以戎狄之製。北齊則有長帽、短靴、合胯襖子、朱紫玄黃、各隨其好。天子多服緋服。隋代帝王貴臣、多服黃文綾袍、烏紗帽、九環帶、烏皮六合靴。百官常服、同於匹庶、皆着黃袍及衫、出入殿省。其烏紗帽漸廢、貴賤通用折上巾以代冠。用靴以履。

折上巾、戎冠也。靴胡履也、咸便於軍旅。とあるが、これもまた常服制度の沿革を述べたものである。以上の記事からわかるように、常服は、幘頭（折上巾）・円領袍・靴などを特徴とする服飾の体系であり、「戎夷（戎狄）之制」つまり胡服に起源を持つ服飾として認識されていた。河西の画像磚、北魏前期の古墓の絵画資料や人物俑などには、北族的色彩の強い「鮮卑服」と称される服飾を表現した例が少なからずある。「鮮卑服」と称される北族特有の服飾を意味したと思われる。「戎夷（戎狄）之制」は、主としてこの「鮮卑服」のことを指していると思われる。宋馨氏は、「鮮卑服」のデザインは北魏時代において確定し、「朝服」として機能していたと指摘し、また、孫機氏は、出土文物を検討する中で北朝諸王朝において、鮮卑帽（風帽）が幘頭（折上巾）に、鮮卑式の「袄子」が（西域の服飾の影響を受けつつ）円領袍にそれぞれ発展して、隋唐の常服につながっていった点を指摘している<sup>37)</sup>。

このように常服は北族的起源を持つが、それだけに中国王朝の服制体系の一部をなすためには、なんらかの制度的改変が加えられる必要があった。これについて、『旧唐書』輿服志に常服の沿革を述べて、

（大業）六年、復詔從駕涉遠者、文武官等皆戎衣、貴賤異等、雜用五色。五品已上、通著紫袍六品已下、兼用緋綠。胥吏以青、庶人以白、屠商以皂、士卒以黃。

とあるように、隋の大業6年（610年）に円領袍の色（紫・緋・緑・青・白・皂・黄）によっ

て「貴賤異等」を表示する制度が新たに制定された（ただし、実際に庶民に至るまで服制が徹底したかは疑問であるが）。これは、常服が大業年間に可視的な身分標識を表示する公的服飾の体系となったことを意味する。唐朝はこれを受け継いで、常服制度を洗練させていき、唐上元元年（674年）には、常服は円領袍の色のみならず、帯・鈿（帯に付ける装飾）・笏・魚袋<sup>38)</sup>といった品目によって貴賤（官人の場合は官品）を表示する制度が整ったのである（ただし、この後細かい規定改変は続く）。

このような常服制度の発展の背景として、魏晉南北朝において官人が通常着用していた朝服に代わって、常服がポピュラーな公的的衣服となっていたことが挙げられよう。先述のように、北朝後期や隋時代においても、制度的には未熟ながら常服（あるいはその原型）の着用頻度はかなり高く、貴賤を問わずに気軽に着用されていた。たとえば、婁叡墓壁画など北齊時代の出土文物を見ると、この国においては常服の直接の起源である鮮卑帽・袄子・靴などの組み合わせが、かなり洗練された宮廷の衣装として定型化されていたことが想定される。そして、初唐に至って、『旧唐書』輿服志に「貞觀より已後、元日・冬至の受朝及び大祭祀にあらざれば、皆な常服するのみ。」とあるように、非常に重要な儀式を除けば公的な局面においても常服は広汎に着用されていた。隋唐の出土文物において、人物の過半が常服を着用しているのはそのためであろう。ただし、北朝から隋唐にかけての常服を中心とする服制の改変過程は、文献史料と出土文物を活用して、今後さらに細かく考察すべき問題であるので、稿を改めて論じる予定である。

以上述べてきたことをふまえて、常服の発展を整理すると、以下のようになる。

- ①北族固有の服飾を直接の源流とする鮮卑服（胡服・袄子）は、北魏において公的な場で着用される服飾であったが、孝文帝の「漢化政策」の一環として494年に着用を禁

じられるに至る。

- ② 6世紀に入り、鮮卑服は中国的服制はもちろん、西域諸国、ソグド人、あるいはササン朝といった西方諸民族の服飾文化の影響を受けて、より洗練されたデザインを獲得し、6世紀後半の北朝諸王朝において、事実上、公的な場で着用されるようになる。
- ③ 当初、鮮卑服は貴賤を表示する体系を持っていなかったが、隋の大業年間以降から初唐までの間に貴賤を表示する制度が整えられていき、祭服・朝服・公服とならぶ常服として、四大服制体系の一部をなすに至った。
- ④ 隋唐以降の出土文物の人物が着用する服飾の大半は常服である。それは、北朝以降、隋唐にかけて、常服が正式な服制の中に組み込まれ、広範囲な行事において着用されていたこととを背景としている。

ところで、常服が発展していく過程は、北魏の華北制覇、北魏孝文帝のいわゆる漢化政策、その後の漢化政策に対する反動、北魏の東西分裂、北齊と北周の対峙、隋による南北統一といった政治的変動の中で、川本芳昭氏の言う「新たな中華」の体制構築が模索されていった過程でもある<sup>(39)</sup>。このことを筆者の問題関心に引きつけて言えば、北族的色彩を強く残す宮廷社会が、新たな「北朝隋唐的な礼制」の創造とともに変化していったことを意味し、「鮮卑服から常服へ」という新たな服制の成立と展開は、次第に姿を整えつつあった「北朝隋唐的な礼制」の可視的表現でもあったのである。

### 3. 朝服の変容

#### —武冠と平巾幘の優越が意味するもの—

さて、以上のように、隋から初唐にかけて常服は最もポピュラーな公的服飾として制度化され、定着したが、一方、魏晉南朝を通じて同等の存在であった朝服制度は、北朝隋唐の服制体系の中ではどのような位置を占めていたのであるのか？

朝服を着用する頻度は南朝においても北朝においても確実に低下していた。最終段階の梁陳時代には、五時朝服以下の三段階の朝服制度は廃止され、単なる「朝服」に統一されており、①「朝服」着用集団の下に、②「朱服(朱衣)」・③「単衣+幘」・④「阜零辟朝服(阜朝服)」といった、より簡便な服制を着用する官人集団が比較的大きなボリュームを持って存在していた<sup>(40)</sup>。朱服は朝服をやや簡略化した服制であり、隋唐の公服に相当するものであろう。一方、単衣は袍の内側に着る衣服であり、幘は介幘と平巾幘からなり、それぞれ進賢冠や武冠の一部をなすかぶりものである。つまり、「単衣・幘」の装いは朝服を省略した服飾と言える。こういった「朝服の簡略化」ともいうべき現象は、東晉以降徐々に進行し、梁時代に至って制度化されたとみることできる。朝服を着用する官人の範囲は、東晉南朝を通じて縮小していったのである。

一方、北朝では先述のように、「鮮卑服」の系統を引く服飾が広く着用され、やがて常服制度として制度化される一方、朝服が着用される機会は減少していった。先に述べたように、北魏時代においては朝服の理解は必ずしも十分なものではなかったが、進賢冠や武冠に象徴される朝服制度そのものが消滅したわけではなく、北朝諸王朝においても朝服は制度としては存続しており、隋唐においてもフォーマル度の高い衣服として生き残ってはいる。

ここで注意したいのは、出土文物に見られる服飾着用の実態である。ここでは、武冠と“平巾幘+袴褶”について考える。まず武冠について述べる。北朝の出土文物を見ると、かつて朝服の象徴であった進賢冠を着用している例がほとんど見られないのに対し、武冠を着用する例が目立って多くなる。その理由として、まず第一に、五胡から北魏にかけての時期において、政治・社会が軍事優先主義をとらざるを得ない状況中で、同じ朝服のカテゴリーの中でも、進賢冠よりも武冠が重んじられたのではないかと

いう想定がなされる。この想定は北朝において甲冑を着用した武人俑が増加する傾向とも一致する。第二に、武冠着用者がそのまま武人を意味するわけではなく、「侍臣」が着用する冠でもあった点にも留意せねばならない。顧愷之の描く「洛神賦」には貴人に随行する多くの侍臣が武冠を着用している様子が描かれており、先述の北周康業墓の圜屏にも、墓主に侍る人々の多くが武冠を着用している。とはいえ、以上はあくまでおおまかな傾向を見た上での推定に過ぎないので、武冠着用の意味は今後さらに追求していきたい。

次に、「平巾幘+袴褶」の組み合わせであるが、これも北朝を通じて出土文物の例が非常に多くなる。平巾幘は、先述のように武冠の下、頭髪の上に直接載せられていたかぶりものであり、武冠の一部をなした<sup>(41)</sup>。後漢時代は円筒形の比較的小さなものであり、平上幘と称されていたが、下級官吏などが平上幘のみを着用する例も見られる。しかし、北朝になると、武冠自体の大型化とともに大きくなり、後背部に半円形の装飾が付加されるなど豪華な形状になっていく。呼称が平巾幘に変化するのもこの頃であろう。同時に、平巾幘単体で着用される例も増えていくが、その際、「袴褶」と称される「大口袴(袴)」や細身の「褶」からなる衣服と組み合わせられるパターンが多くなり<sup>(42)</sup>、この“平巾幘+袴褶”が一つのスタンダードとなった。袴褶は、魏晋南朝においては、文武官ともに着用する活動的な衣服であり、軍事的色彩が強かったが、概して下級官吏のための衣服としてイメージされていた。その袴褶が、北朝においては平巾幘と結びつくことによってポピュラーな服飾となったといえる。そして、隋の煬帝時代には、「弁服」と並んで「平巾幘」が、先述の祭服・朝服・公服・常服の四大服制体系に続く、第五・第六の服制体系として設定された。この二種の服制体系は唐代にも受け継がれ、『新唐書』巻24、車服志には「弁服は、文官九品の公事の服なり」、「平巾幘は、武官衛官の公

事の服なり」とあるように、ワンセットの服制体系として認識されるようになったのである。ただし、出土例は圧倒的に“平巾幘+袴褶”が多い。

このように、出土文物の世界では、北朝から隋唐にかけて進賢冠よりも武冠が優越するようになるとともに、武冠から派生し、袴褶と結びついた平巾幘もまた出現頻度を高めるようになってくる。こういったことは、律令などの服制規定を引き写した文献史料からは浮かび上がってこない現象であり、文献史料を出土文物と照らし合わせることによって、それぞれの時代に、それぞれの服飾がどのような意味を持ったか、ということの可能性を限り確定していきたい。

## おわりに

以上、雑駁ではあったが、現時点における筆者の服飾史研究の展望を述べた。

中国における服飾史研究、特に漢唐間の服制に対する研究は、服制が礼制の一環をなしているだけに、人々の服制=公的な場での服飾体系に対する認識、つまり身分秩序の感覚をつかむことが肝要になってくる。そのためには、歴史的・考古学的なアプローチに加え、思想的な要素、具体的に言えば礼制のあり方も考慮に入れて考察を進めなければならない。これは漢族王朝であり、礼制の宣揚を掲げる立場にあった魏晋南朝の諸王朝はもとより、北朝隋唐の諸王朝についても言えることである。第三節で述べたように、4世紀以降の北族・西方民族の流入・台頭によって中国的礼制は弱体化するが、やがて、北朝・隋唐の間に元来の異質な要素も取り込んで新たな礼制・服制を生み出していく。川本芳昭氏は、北魏王朝を総括して、「鮮卑による漢族の文化・制度の受容がただ単なる模倣・同化ではなくして、それ以前のあり方を純化・集大成し、それ以降の時代の範例を創造した」としている<sup>(43)</sup>。先述のように、礼制はきわめて「中国的」な価値観にもとづいた制度の

体系ではあるが、それは実際の政治生活・社会生活に立脚したものであるだけに、変容を肯定せざるを得ない。服制はその際たるものであり、それだけに「新たな中華」を作り上げつつあった北朝・隋唐は、様々な外来要素が入り込む服飾世界を再編成して可視的な礼制序列を作り上げようとしたと言えよう。豊富な出土文物と多様な服飾表現は、かかる服制史再編の過程を表現しているということになる。

ところで、川本氏は北魏の新たな中華意識の形成は、朝鮮や日本の古代国家の形成の過程にも見られ、これが東アジア全体に関する事象である点を指摘している。これに関連して、古代日本を中心にして服飾制度を研究する武田佐知子は、「……東アジア世界の国際関係は、大局的には中国の冊封体制に律せられており、しかもそれは儒教的礼教観念に裏うちされていた。それゆえ東アジア世界の諸民族が、多かれ少なかれ、中国と政治的關係を結ばなければならない場合において、そこで創始される衣服制は、礼の観念の普遍性をふまえたうえでの、独自性の主張でなければならなかったのである。」<sup>(4)</sup>とするが、筆者の興味関心に沿ってこれを再解釈すれば、礼制・服制が中国域外に伝播した際に、諸国においてどのようにこれが消化され、国家秩序を体现する可視的表現として再生するのか、ということになる。両氏の観点を踏まえた時、本稿で述べた服制研究を北朝隋唐のみならず、東アジア諸国の国家形成にも適用して検討の範囲を拡げることが必要になってくる。特に、4・5世紀の高句麗壁画古墳は有用な材料であろうし、またそれ以外にも日本を含めた各国の服飾資料をも活用していきたい。これによって、東アジア全体の礼制・服制の受容の全体像が明らかになり、逆に礼制が「規範性」とともにある種の「柔軟性」を持つことが検証されることになるかもしれない。

## 注

- (1)宮崎市定『九品官人法の研究』(同朋舎、1956)。
- (2)金子修一『中国皇帝祭祀の研究』(岩波書店、2006)がその集大成といえる。
- (3)渡辺信一郎『中国古代国家の思想構造』(校倉書房、1994)・同『天空の玉座 中国古代帝国の朝政と儀礼』(柏書房、1996)など。
- (4)代表的なものとして、阿部幸信「漢代における印綬賜与に関する一考察」(『史学雑誌』107-10、1998)、同「漢代の印制・綬制に関する基礎的考察」(『史料批判研究』3、1999)・同「漢代官僚機構の構造 —中国古代帝国の政治的上部構造に関する試論—」(『九州大学東洋史論集』31、2003)などがある。
- (5)原田淑人『漢六朝の服飾』(平凡社、1937)・林巳奈夫『漢代の文物』(朋友書店、1996)・杉本正年『東洋史服飾史論攷 古代編』(文化出版局、1979)・同『東洋史服飾史論攷 中世編』(文化出版局、1984)参照。
- (6)周錫保『中国古代服飾史』(中国戲劇出版社、1984)・孫機『中国古代輿服論叢』(文物出版社、1993)・沈從文『中国古代服飾研究』(上海書店出版社、1997)など。
- (7)たとえば、通史として、周汎・高春明『中国風俗叢書 中国古代服飾風俗』(文津出版社、1989 大陸初版1988)・朱和平『中国服飾史稿』(中州古籍出版社、2001)・戴争『中国古代服飾簡史』(台北南天書局、1990)・陳高華・徐吉軍主編『中国服飾通史』(寧波出版社、2002)・黃能馥・陳娟娟『中国服飾史』(上海人民出版社、2004)がある。なお、ごく最近、李怡『唐代文官服飾文化研究』(知識産権出版社、2008)が刊行された。
- (8)西晋における律令編纂については、堀敏一『律令制と東アジア世界』(汲古書院、1994)所収の「晋泰始律令の成立」等に簡潔にまとめられている。
- (9)福原啓郎「西晋における国子学に関する研究ノート」(『環日本研究』4・5、1977)参照。氏は、西晋王朝の課題は、「秦漢古代帝国の崩壊の根本的原因の克服」であり、その目標は、「新たな原理に基づく権威・威信の創出によ

- る国家の再建・安定化」であったとする。
- (10) 摯虞による『晋礼』改訂の詳細については、藤川正数『魏晋時代における喪服礼の研究』（敬文社、1960）の各章参照。
- (11) 封建制の礼学的運用については、藤川氏注（10）前掲書、及び越智重明『魏晋南朝の政治と社会』第二篇第四章「五等爵制」（吉川弘文館、1963）参照。晋時代の「厳礼主義」については、神矢法子「晋時代における違礼審議—その厳礼主義的性格—」（『東洋学報』67-1・2、1985）参照。
- (12) この点に関しては、拙稿「中国的『中世』をどうとらえるか—礼制・律令制・貴族制の連関を求めて—」（『埼玉社会科教育』7、2001年）でやや詳しく述べた。また、渡辺信一郎「中華帝国・律令法・礼的秩序」（川北稔等編『シンポジウム 歴史学と現在』、柏書房、1995年）では「物理的強制を最終的な担保として、それを背景にしながら制度と機構による組織化をめざす法と、先王あるいは聖人が制定した伝統的な規範の体系としての社会的合意に基づく礼治とが相互に入り組んだ構造として中国専制国家の国制が具現化するわけで、礼制を含めて包括的に理解しなければならない」と論じている。
- (13) 梁満倉「論魏晋南北朝時期的五礼制度化」（『中国史研究』2001-4）。ただし、筆者は西晋時代に編纂された「儀注」そのものが五礼編成をとっていたかどうかについては疑問を持っている。五礼編成を持ったことが確実な儀注の編纂事業は、齊時代の王儉を中心としたものであると筆者は考える。
- (14) 西晋～南朝宋時代の「印綬冠服規定」の骨子については、拙稿「六朝時代の印綬冠服規定に関する基礎的考察—『宋書』礼志にみえる規定を中心として—」（『史淵』129、1993）参照。
- (15) 拙稿「『隋書』にみえる梁陳時代の印綬冠服規定の来源について」（『埼玉大学紀要教育学部（人文社会科学Ⅲ）』47-1、1998）参照。
- (16) 拙稿「晋南朝における冠服制度の変遷と官爵体系—『隋書』礼儀志の規定を素材として—」（『東洋学報』77-3・4、1996）参照。
- (17) 藤川氏 注(10) 前掲書参照。
- (18) 土居淑子『古代中国の画像石』（同朋舎、1986）参照。なお、中国においても、最近、信立祥『漢代画像石総合研究』（文物出版社、2000）、蔣英炬・楊愛国『漢代画像石与画像磚—20世紀中国文物考古發現与研究叢書—』（文物出版社、2000）、王建中『漢代画像石通論』（紫禁城出版社、2001）、周学鵬『解読画像磚石中的漢代文化』（中華書局、2005）、といった漢代画像石に関する総合的な研究書が出版されている。
- (19) 周錫保氏 注(6) 前掲書にも、漢代の朝服着用画像石の事例が多く載せられている。
- (20) 賀西林『古墓丹青 漢代墓室壁画的發現与研究』（陝西人民美術出版社、2001）・黄佩賢『漢代墓室壁画研究』（文物出版社、2008）・鄭岩『魏晋南北朝壁画墓研究』（文物出版社、2002）・蘇哲『魏晋南北朝壁画墓の世界 絵に描かれた群雄割拠と民族移動の時代』（白帝社、2007）・林少雄『古冢丹青 河西走廊魏晋壁画墓』（甘肅教育出版社、1999）・李星明『唐代墓室壁画研究』（陝西人民美術出版社、2005）。なお、唐代壁画に関する論文集として、周天遊『唐墓壁画研究文集』（三秦出版社、2001）・陝西歴史博物館編『唐墓壁画国際学術研討会論文集』（三秦出版社、2006）が挙げられる。
- (21) 遼寧地区の壁画墓とそれらにかかわる社会的背景については、三崎良章「壁画墓を通して見た三燕の民族」（『史滴』27、2005）・同「遼陽壁画墓に見られる遼東社会の一側面」（『早稲田大学本庄高等学院研究紀要』26、2008）が文献資料をも活用しつつ論じている。
- (22) このうちいくつかは単行本の報告書や図録が刊行されている。婁叡墓については、山西省考古研究所・太原市文物考古研究所『北齊東安婁叡墓』（文物出版社、2006）、及び太原文物考古研究所編『北齊婁叡壁画墓』（文物出版社、2004）が、崔芬墓については、臨朐県博物館編『北齊崔芬壁画墓』（文物出版社、2002）が、徐顕秀墓については、太原市文物考古研究所編『北齊徐顕秀墓』（文物出版社、2005）がある。また、史射勿墓を含む固原地区の隋唐古墓については、寧夏回族自治区固原博物館・羅豊主編『固原南郊隋唐墓地』（文物出版社、1996）が刊行されている。

- (23) 李星明氏 注(20) 前掲書。
- (24) 袁融編『中国古代壁画精華叢書』(重慶出版社、1999~2001年)は、1・3・4・5・6・7・12・13号墓、及び高台魏晋墓・丁家閣5号墓・西溝魏晋墓についての図録である。また、その他に酒泉市博物館編著『酒泉文物精萃』(中国青年出版社、1998)、呂占光編著『嘉峪関文物集萃』(甘肅美術出版社、2000)も相当数の画像磚の図板を収録する。また岳邦湖他『岩画及墓葬壁画 一遙望星宿一 甘肅考古文化叢書』(敦煌文芸出版社、2004)も河西地区の画像磚等を論じている。
- (25) 小林宏光「嘉峪関魏晋墓壁画試論」(『堀敏一先生古稀記念論集 中国古代の国家と民衆』、汲古書院、1995) 参照。
- (26) 拙稿「河西地区出土文物における朝服着用事例に関する一考察」(『西北土文献研究』2008年度特刊、2009) 参照。
- (27) 周到主編『中国画像石全集 8 一石刻綫画』(河南美術出版社・山東美術出版社、2000)。また、金申『中国歴代紀年仏像図典』(文物出版社、1994)にも、俗人を描いた綫刻画やレリーフがいくつか収録されており、服飾資料として使用しうる。
- (28) このうち、安伽墓については、陝西省考古研究所編著『西安北周安伽墓』(文物出版社、2003)として、虞弘墓については、山西省考古研究所・太原市文物考古研究所・太原市晋源区文物旅游局『太原隋虞弘墓』(文物出版社、2005)として、それぞれ詳細な報告書が単行本として刊行されている。
- (29) 俑を専門的に扱った図録類のうち、比較的新しいものとして、富田哲雄編著『中国の陶磁陶俑』第2巻(平凡社、1998)、陳根遠主編『中国古俑』(湖北美術出版社、2001年)、趙学鋒『北朝墓群皇陵陶俑』(重慶出版社、2004)、兪涼亘・周立主編『洛陽陶俑』(北京図書館、2005)、冀東山主編『神韻与輝煌 陝西歴史博物館国宝鑑賞 陶俑卷』(三秦出版社、2006)などがある。その他、各種展覧会の図録は多い。
- (30) 最近の両氏の論考としては、小林仁「洛陽北魏陶俑の成立とその展開」(『成城大学大学院文学研究科 美学美術史論集』14、2002)や市元壘「北魏俑の発生と画期をめぐって」(『古代文化』59-1、2007)があり、いずれも北魏時代の陶俑の変化をまとめたものである。特に、市元氏の論考は、北魏俑の内容の変化を北魏社会の変化とからめて理解しようとしており、示唆に富む。
- (31) 小林仁「中国南朝陶俑の諸相 一湖北地区を中心として一」(『鹿島美術財団年報』18、2000)は、現在の武漢市を中心とする湖北地区の南朝古墓(襄陽賈家冲画像磚墓・武昌呉家湾画像磚墓など)から、数多くの陶俑や画像磚が出土しており、この地区が南朝俑の一大中心地であった点を指摘している。氏は一連の研究の中で、南朝と北朝の接点とも言うべき漢水流域の特殊性に注目し、特に漢水上・中流域において現在の南京地区とは違う、北朝の影響を受けた独自の文化圏があったとしている。
- (32) 北朝における輿服制度変遷の概略は、陳戊国『中国礼制史 魏晋南北朝卷』(湖南教育出版社、1995) 参照。
- (33) なお、『隋書』卷3、煬帝紀、大業二年(606年)二月の条によれば、この年に至って、車制も含めた輿服制度全体が完成したようである。
- (34) 梁時代における大裘創製の意味については、拙稿「梁の武帝による礼制改革の特質 一天監年間の国家祭祀の改革を中心に一」(『集刊東洋学』93、2005)において指摘した。
- (35) 煬帝時代に設置された司隸台や謁者台の冠についての規定があるので、この規定は煬帝時代と考えることができる。
- (36) 北齊時代から唐代にかけての朝服と公服の關係については、閻步克「分等分類視覚中的漢・唐間冠服体制変遷」(『史学月刊』2008-2)が図式化して論じている。
- (37) 孫機氏 注(6) 前掲書所収「幘頭の産生与演變」及び「南北朝時期我国服制的变化」、宋馨「北魏平城期的鮮卑服」(山西省北朝文化研究中心・張慶捷・李書吉・李鋼主編『4~6世紀的北中国与欧亚大陸』所収、科学出版社、2006) 参照。
- (38) ただし、690年から705年までの間は、「魚袋」ではなく「龜袋」であった。

(39)川本芳昭「北朝国家論」(『岩波講座世界歴史 9 中華の分裂と再生』、岩波書店、1999) 参照。

(40)この点については、前掲 注(16) 拙稿で論じた。

(41)平巾幘(平上幘)の沿革については、孫機氏注(6) 前掲書所収「進賢冠与武弁大冠」が論じている。

(42)袴褶については、周汎氏等 注(7) 前掲書参照。

(43)川本氏 注(39) 前掲論文参照。

(44)武田佐知子「儀礼と衣服」(岸俊男編『日本の古代 7 まつりごとの展開』、中央公論社、1996) 参照。

(2009年 3月31日提出)

(2009年 4月17日受理)